

熊本県景観計画

平成20年1月18日公表

平成20年4月1日適用

令和2年2月1日修正

熊本県景観計画 目次

第1 景観計画の区域

- ◆ 景観計画区域
- ◆ 景観形成地域
- ◆ 特定施設届出地区

第2 良好な景観の形成に関する方針

1 景観形成の基本目標

- (1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。
- (2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。

2 景観形成の基本的観点

- (1) 自然との調和
- (2) 歴史との調和
- (3) ユニバーサルデザインの視点

3 景観形成の方策

- (1) 景観形成の誘導・推進
- (2) 景観形成に関する合意の形成
- (3) 景観形成活動の促進

4 公共事業等における景観形成指針

第3 良好な景観の形成のための行為の制限

1 景観形成地域

- (1) 届出対象行為
- (2) 景観形成基準

2 特定施設届出地区

- (1) 届出対象行為
- (2) 景観形成基準

3 大規模行為

- (1) 届出対象行為
- (2) 景観形成基準

第4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

別紙1 公共事業等景観形成指針

別紙2 1 景観形成地域

2 特定施設届出地区

熊本県景観計画

第1 景観計画区域

景観計画区域は、熊本県全域（景観行政団体である市町村の区域及び熊本県景観条例第20条の規定により指定した地域を除く。）とする。

景観計画区域に景観形成地域と特定施設届出地区を置く。

景観形成地域は、県土の景観形成上、重要な地域を景観形成地域として定める。

特定施設届出地区は、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定める。

第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1 景観形成の基本目標

県土の景観形成を進めていくための基本目標は、次のとおりとする。

(1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成している。

このような風土の個性を活かし、それぞれの地域で個性ある景観を適正に保全し、創造することによって、県民が郷土に誇りと愛着をもつことのできる熊本らしい景観を守り育てるものとする。

(2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。

景観は地域の自然や文化の尺度であると同時にそこに住む人々にとって日常生活の環境となるものである。

日常生活を快適なものとするため、調和のとれたまちなみや緑と水を活かした文化の香る空間をつくり、潤いとやすらぎに満ちた県土の景観形成を図るものとする。

2 景観形成の基本的観点

基本目標の達成を目指して、次のような基本的観点に基づいて県土の景観形成を進める。

(1) 自然との調和

景観は自然的要素と人工的要素の複合体であり、景観が良好であるためには、両者の調和が重要である。

したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、県土に存在する多種多様な自然的景観要素と、人間活動がもたらす様々な人工的景観要素との調和を図る。

(2) 歴史との調和

私達のふるさとは、それぞれの地域で、長い歴史と伝統に支えられ、日々の生活の中で培われてきたまちなみや集落などからなっている。

したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、このような長い歴史の中でつくられた個性ある景観と、これからつくり出される新しい景観との調和を図る。

(3) ユニバーサルデザインの視点

景観は多種多様な要素から構成されているが、中でも建築物、道路、河川における工作物等の人工的構造物は景観形成に大きな位置を占めている。

したがって、県土の良好な景観形成を図るため、これらの人工的構造物の築造に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。

3 景観形成の方策

熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かな潤いのある快適な景観をつくるための方策として、県は、次のようなことを重点的に進める。

(1) 景観形成の誘導・推進

県土の景観は、公共的空間とそれ以外の私的空間における景観形成活動により形成される。

県土の優れた景観形成を図るため、県は自ら行う公共事業等においては先導的役割を果たすよう努めると同時に、住民が行う私的空間における景観形成行為に対しては指導・助言するとともに積極的援助を行う。

(2) 景観形成に関する合意の形成

優れた景観は、県民一人一人の意識の向上に待つところが大きくその上にはぐくまれるものである。

このため、景観教育の推進、行政と県民が一体となったキャンペーンの展開など総合的な啓発施策の幅広い展開を図りながら、県民の景観形成に関する合意形成を進める。

(3) 景観形成活動の促進

優れた景観は、地域住民の自発的な行動により形成されることが望ましい。

このため、住民が行う景観形成のための協定や運動に対し、積極的に援助・協力を行い推進する。

4 公共事業等における景観形成指針

(1) 知事は、公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすもの（以下「公共事業等」という。）について景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を別紙1のとおり定める。

(2) 県は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

(3) 知事は、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 景観形成地域

(1) 行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

(ア) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(イ) 木竹の伐採

(ウ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(エ) 鉱物の掘採又は土石の採取

(オ) 土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。）

イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

(ア) 建築物等の撤去

(イ) 屋外における自動販売装置の設置

(ウ) 広告物の設置又は外観の変更

- (2) 法第8条第3項第2号及び熊本県景観条例第6条第2項の規制又は措置の基準（以下「景観形成基準」という。）

景観形成地域の景観形成基準については、別紙2のとおり地域ごとに定める。

2 特定施設届出地区

(1) 届出対象行為

行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設（以下「附帯施設」という。）でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地域における届出行為を除く。）をしようとする行為。

イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（景観形成地域における届出行為を除く。）

(2) 景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

<p>特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

3 大規模行為

(1) 届出対象行為

ア 行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出行為を除く。)

(ア) 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築(増築又は改築により新たに次項イで定める規模を超えることとなる場合の当該増築又は改築を含む。以下このアにおいて同じ。)、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物で、その高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ④ 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が次項イで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- ⑤ 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積がイで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(イ) 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ② 工作物で、その高さ又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの撤去

イ 大規模行為の規模等

- (ア) 前記ア(ア)①及びア(イ)①で定める規模は、高さ 13 メートル又は建築面積 1,000 平方メートルとする。
- (イ) 前記ア(ア)②及びア(イ)②で定める規模は、高さ 13 メートル(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあつては 20 メートル)又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000 平方メートルとする。
- (ウ) 前記ア(ア)③及びア(イ)③で定める規模は、高さ 2 メートルかつ長さ 50 メートルとする。
- (エ) 前記ア(ア)④及び⑤で定める面積は 3,000 平方メートル、規模は高さ 5 メートルかつ長さ 10 メートルとする。

(2) 景観形成基準

行 為	事 項	基 準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外 観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化	・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。	
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外 観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑 化	・さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。	

地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

第4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする場合、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観との調和が保たれるよう必要な制限を定めるものとする。